

# 第4次香美市障害者計画(素案)

令和5年10月

高知県香美市

# 目次

第1章 総論	0
第1節 計画策定の基本的な考え方	1
1-1 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 障害のある方等の現状	2
2-1 障害のある方等の現状	2
2-2 アンケート調査結果の概要	10
2-3 関係団体・特定相談支援事業所ヒアリング調査結果の概要	10
第3節 第3次計画の取り組み状況と課題	11
第4節 計画の重点課題	13
第2章 計画の基本的な考え方	15
第1節 計画の基本理念と将来像	16
第2節 計画の基本目標	17
第3節 計画の施策の体系	18
第3章 第4次障害者計画の内容	19
基本目標1 お互いが認め合い、支えあう 地域社会の実現をめざして	20
基本目標2 こどもの成長に応じた 支援の仕組みづくりをめざして...	25
基本目標3 生涯を支える健康づくり・医療をめざして	29
基本目標4 いきいきと社会参加できるまちをめざして	32
基本目標5 住み慣れた地域で自立し、 安心して暮らせるまちをめざして	36

# 第1章

## 総論

# 第 1 節 計画策定の基本的な考え方

## 1-1 計画策定の背景と趣旨

香美市（以下、「本市」という。）は、平成 18 年 3 月に旧土佐山田町、旧香北町、旧物部村の 3 町村が合併し誕生しました。これ以降、新しいまちづくりの基本理念である「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」をめざして、各分野の施策を推進してきました。

障害者施策においては、平成 30 年 3 月に「第 3 次香美市障害者計画」、令和 3 年 3 月に「第 6 期香美市障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」を策定し、基本理念である“障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性を尊重し合う共生のまち・香美市の実現”を目指して、障害のある方に対する保健・医療・福祉をはじめ、雇用・就労、まちづくり等の様々な分野における取組を進めてきました。

国においては平成 23 年の「障害者基本法」改正、平成 24 年の「障害者虐待防止法」施行、平成 28 年の「障害者差別解消法」施行など障害者施策を取り巻く環境は大きく変化し、平成 28 年の「成年後見制度利用促進法」施行、平成 30 年の「児童福祉法」改正、令和 3 年の「医療的ケア児支援法」の成立、令和 6 年の「障害者総合支援法」の改正など、障害のある方が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。また、国の『第 5 次障害者基本計画』においては、令和 4 年 5 月に公布・施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づいた計画策定が行われました。

このような国の流れに合わせて、本市の障害者施策における考え方や理念など、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域の課題に対する解決策を地域に暮らす全ての市民で考え、市民・障害者団体・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。

このたび、「第 3 次香美市障害者計画・第 6 期香美市障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」が令和 5 年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある方やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、本市における障害者施策及び障害福祉サービスの具体的な数値目標を設定し、「第 4 次香美市障害者計画・第 7 期香美市障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

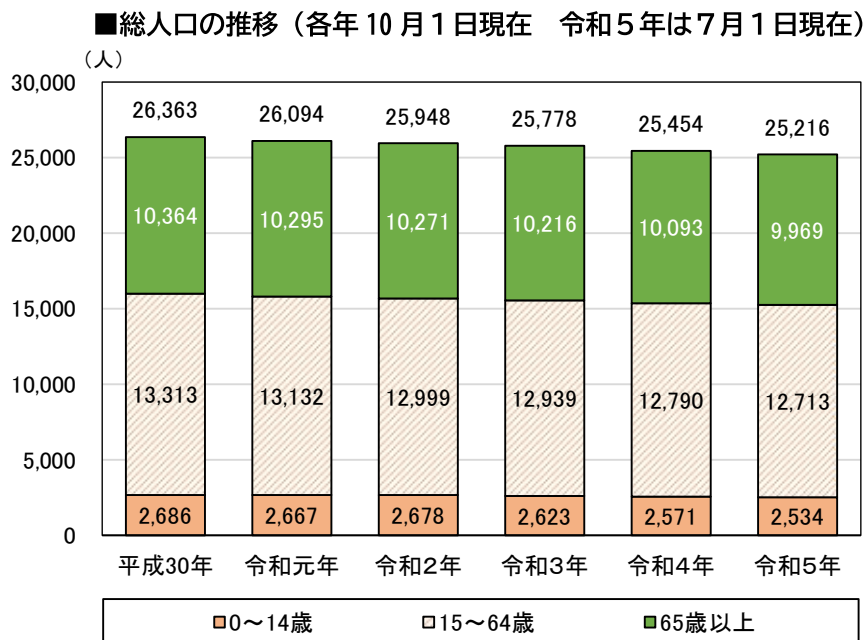
## 第2節 障害のある方等の現状

### 2-1 障害のある方等の現状

#### (1) 人口等について

##### ①総人口の状況

令和5年7月1日現在、住民基本台帳における本市の人口は25,216人で減少傾向にあります。年齢3階層別の動向をみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口すべて減少傾向で推移しています。



##### ②障害者手帳所持者数と総人口比の状況

令和5年3月31日現在、本市の障害者手帳所持者数は2,121人で令和2年までは増加していましたが、令和3年以降は減少傾向にあります。総人口に占める障害者手帳所持者数の比率は概ね横ばい傾向となっており、8%台半ばで推移しています。

■障害者手帳所持者数と総人口比の推移（各年3月31日現在）

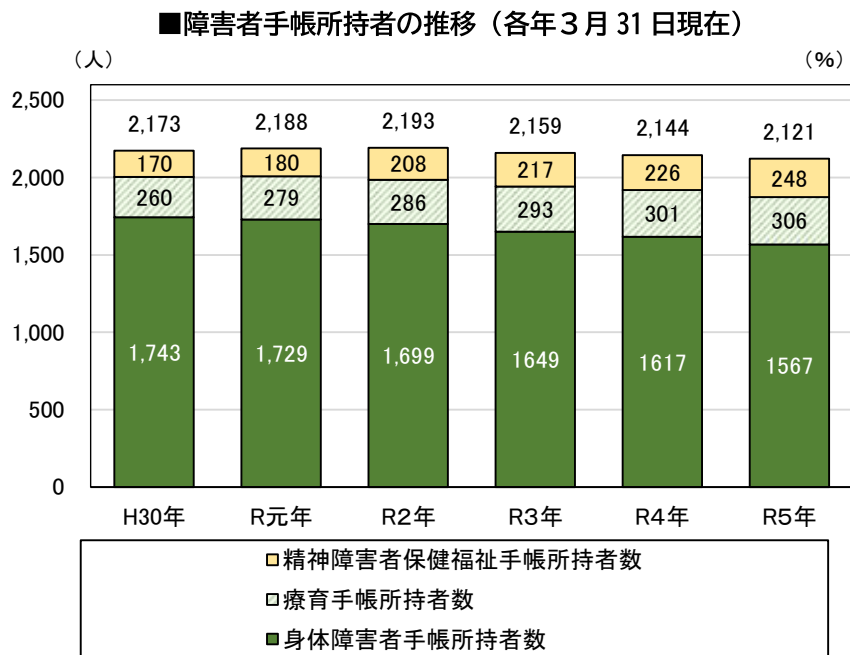
（単位：人）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
①総人口	26,364	26,121	25,959	25,767	25,494	25,210
②障害者手帳所持者	2,173	2,188	2,193	2,159	2,144	2,121
②/①	8.24%	8.38%	8.45%	8.38%	8.41%	8.41%

## (2) 障害者手帳所持者について

### ①障害者手帳所持者の状況

令和5年3月31日現在、本市では身体障害者手帳所持者は1,567人、療育手帳所持者は306人、精神障害者保健福祉手帳所持者は248人となっており、身体障害者手帳所持者は減少傾向にあるのに対し、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者ともに近年、増加傾向にあります。



## ②身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者は減少傾向にあり、令和5年3月31日現在で1,567人となっており、平成30年に比べ、176人の減少となっています。年齢別をみると、65歳以上が全体の約8割を占めており、すべての年齢で減少しています。障害程度別をみると、概ね減少傾向にあり、1級と4級の割合が他と比べ高くなっています。障害種別では、「肢体不自由」「内部障害」の割合が高くなっています。

## ■身体障害者手帳所持者の状況の推移（各年3月31日現在）

(単位：人)

		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
合 計		1,743	1,729	1,699	1,649	1,617	1,567
年齢別	18歳未満	19	19	19	17	17	16
	18歳～64歳	294	277	272	272	255	251
	65歳以上	1,430	1,433	1,408	1,360	1,345	1,300
障害 程度別	1級	491	490	491	481	490	475
	2級	236	237	232	225	222	212
	3級	342	329	319	313	288	282
	4級	496	490	480	463	458	438
	5級	100	100	92	90	82	81
	6級	78	83	85	77	77	79
障害 種別	視覚障害	106	107	104	95	94	93
	聴覚・ 平衡機能障害	85	88	90	84	86	84
	音声・言語・ そしゃく機能障害	20	21	23	22	22	19
	肢体不自由	871	855	819	791	754	723
	内部障害	661	658	663	657	661	648

### ③療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の状況を見ると、全体の所持者数は増加しており、令和5年3月31日現在で306人となっており、平成30年に比べ、46人の増加となっています。年齢別の推移を見ると、18～64歳の層、65歳以上の層は増加傾向にあります。障害程度別推移を見ると、B2（軽度）は増加しているものの、A1（最重度）、A2（重度）B1（中度）は横ばい傾向にあります。

■療育手帳所持者の状況の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
合 計		260	279	286	293	301	306
年代別	18歳未満	34	40	38	38	41	44
	18歳～64歳	184	192	196	198	202	203
	65歳以上	42	47	52	57	58	59
障害 程度別	A1（最重度）	42	45	46	47	48	47
	A2（重度）	51	52	54	56	57	56
	B1（中度）	88	92	94	92	95	95
	B2（軽度）	79	90	92	98	101	108

### ④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移を見ると、年々増加傾向となっています。令和5年3月31日現在で248人となっており、平成30年に比べ、78人の増加となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の状況の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
合 計		170	180	208	217	226	248
年代別	18歳未満	4	8	5	8	6	8
	18歳～64歳	121	121	144	156	160	176
	65歳以上	45	51	59	53	60	64
等級別	1級	9	12	15	16	18	20
	2級	129	140	159	161	170	183
	3級	32	28	34	40	38	45



(3) 医療について

①自立支援医療（精神通院受給者）の状況

本市の自立支援医療（精神通院受給者）の推移をみると、令和5年3月31日現在で519人となっており、平成30年に比べ、84人の増加となっています。

■自立支援医療（精神通院受給者）の推移（各年3月31日現在）

(単位：人)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
精神通院受給者数	435	466	472	532	520	519

②自立支援医療（育成医療、更生医療）の状況

本市の自立支援医療（育成医療、更生医療）の推移をみると、令和5年3月31日現在で127件となっており、平成30年に比べ、42件の減少となっています。

■自立支援医療（育成医療、更生医療給付決定件数）の推移（各年3月31日現在）

(単位：件)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
育成医療給付決定件数	3	0	5	1	0	0
更生医療給付決定件数	169	155	167	77	136	127

③難病患者数

本市における特定医療受給者証所持者の推移をみると、特定医療受給者証所持者は令和5年3月31日現在で194人となっており、平成30年に比べ13人増加し、小児慢性特定疾病は令和5年3月31日現在で15人となっており、平成30年に比べ1人の減少となっています。

■特定医療受給者証所持者の推移（各年3月31日現在）

(単位：人)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
特定医療費（指定難病）	181	185	197	216	193	194
小児慢性特定疾病	16	14	16	19	15	15

#### (4) 保育・教育等について

##### ①障害児保育の状況

本市の令和5年における保育所入所障害児童は17人、市内幼稚園在籍障害児童は2人となっており、増減を繰り返しています。

##### ■障害児保育における児童数の推移（保育所は各年4月1日、幼稚園は各年5月1日現在）

(単位：人)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
保育所の入所児童数	7	17	13	18	13	17
幼稚園の在籍児童数	0	0	0	5	5	2
合計	7	17	13	23	18	19

##### ②特別支援教育（小学校）の状況

本市の令和5年5月1日現在における小学校の特別支援学級は18学級となっており、平成30年に比べ、3学級増加し、児童数は68人となっており、平成30年に比べ、10人の増加となっています。

##### ■小学校における特別支援学級の学級数と児童数の推移（各年5月1日現在）

(単位：学級、人)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
学級数	21	22	19	20	20	18
児童数	58	60	57	62	69	68

##### ③特別支援教育（中学校）の状況

本市の令和5年5月1日現在における中学校の特別支援学級は8学級となっており、平成30年に比べ、2学級増加し、生徒数は29人で、平成30年に比べ、11人の増加となっています。

##### ■中学校における特別支援学級の学級数と児童数の推移（各年5月1日現在）

(単位：学級、人)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
学級数	6	7	6	10	10	8
生徒数	18	26	27	34	36	29

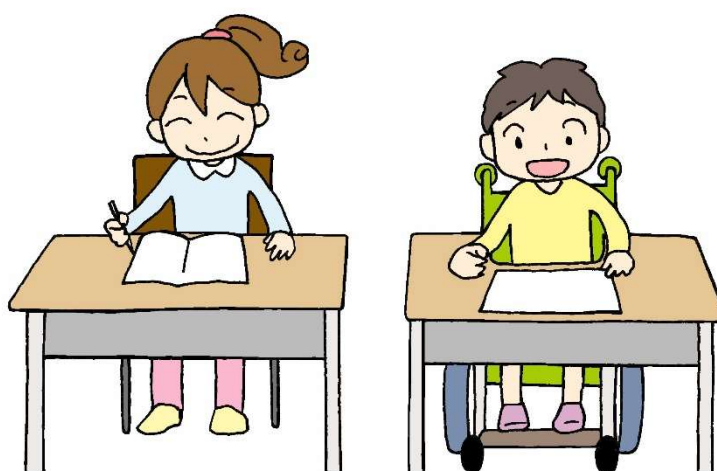
④特別支援学校高等部在籍者数の状況（香美市在籍者のみ）

令和5年3月31日現在、特別支援学校高等部には市在住の15人の生徒が在籍しています。

■特別支援学校高等部在籍者（各年3月31日現在）

（単位：人）

	令和2年	令和5年
1年生	3	5
2年生	2	7
3年生	7	3
合計	12	15



## (5) 障害者雇用の状況について

### ①民間企業における障害者雇用の状況

令和5年6月1日現在の民間企業における障害者雇用の比較をみると、障害のある方の実雇用率は香美市では●●%となっており、全国、高知県の実雇用率を●●っていますが、前回値●●%から●●しました。法定雇用率の達成企業の割合についても●●%と全国、高知県の達成率を●●っていますが、こちらも前回値●●%から●●しました。

■民間企業における障害者雇用の比較（令和4年6月1日現在）

	企業数	算定基礎 労働者数	障害種別雇用状況				実雇用率	法定雇用率 達成企業数	達成企 業割合	未達成 企業数
			計	身体	知的	精神				
全国	107,691	27,282千	614千	358千	146千	110千	2.25	52,007	48.3	55,684
高知県	546	81,208.0	1,968.0	1,087.0	527.5	353.5	2.42	340	62.3	206
香美市										

【資料】全国は「令和4年障害者雇用状況の集計結果」（厚生労働省）、高知県は「令和4年障害者雇用状況の集計結果」（高知労働局）、香美市は高知労働局 ※企業数は45.5人以上規模の企業

### ②市町村の機関における障害者雇用の状況

令和5年6月1日現在の市町村の機関における障害者雇用の比較をみると、障害のある方の実雇用率は全国では●●%、高知県では●●%に対して、香美市では●●%となっており、前回値●●%から●●し、全国及び県内の市町村を●●しました。

■市町村の機関における障害者雇用の比較（令和4年6月1日現在）

	機関数	算定基礎 労働者数	障害種別雇用状況				実雇用 率	法定雇用率 達成機関数	達成機 関割合	未達成 機関数
			計	身体	知的	精神				
全国	2,462	1,341千	34千	27千	1,432.5	5,566.0	2.57	1846	75.0	616
高知県	53	12,860.5	292.5	236.5	7.5	48.5	2.27	33	62.3	20
香美市										

【資料】全国は「令和4年障害者雇用状況の集計結果」（厚生労働省）、高知県は「令和4年障害者雇用状況の集計結果」（高知労働局）、香美市は高知労働局

### 【参考】障害者の法定雇用率（障害者雇用促進法）の引き上げについて

すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害のある方を雇用する義務があります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和6年4月から
民間企業	2.3%	2.5%
国、地方公共団体等	2.6%	2.8%
都道府県等の教育委員会	2.5%	2.7%
障害者を雇用しなければならない事業主	従業員 43.5 人以上	従業員 40.0 人以上

## (6) その他の各種手当等について

## ①経済的支援受給者数等の状況

本市の経済的支援受給者数等の推移をみると、令和5年3月31日現在で135人となっており、平成30年に比べ、42人の減少となっています。

## ■経済的支援受給者数等の推移（各年3月31日現在）

(単位：人)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
特別障害者手当 受給者数	15	14	15	14	16	16
障害児福祉手当 受給者数	15	16	17	17	19	17
特別児童扶養手当 受給者数	101	90	69	76	72	62
心身障害者扶養 共済制度加入者数	46	46	43	38	38	40
合計	177	166	144	145	145	135

## ②障害支援区分認定者の状況

本市の障害支援区分認定者の状況は、全体では令和5年3月31日現在で162人となっており、平成30年に比べ、19人の増加となっています。区分1の区分認定者数は減少傾向にあり、区分3、区分6の認定者数は増加傾向にあります。

## ■障害支援区分認定者の推移（各年3月31日現在）

(単位：人)

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
区分1	6	3	4	4	4	2
区分2	32	31	29	29	31	32
区分3	21	27	31	34	35	39
区分4	28	29	27	21	21	21
区分5	29	30	34	34	33	30
区分6	27	29	31	32	36	38
合計	143	149	156	154	160	162

## 2-2 アンケート調査結果の概要

## 2-3 関係団体・特定相談支援事業所ヒアリング調査結果の概要

**報告書 抜粋版にてご報告いたします。**

## 第3節 第3次計画の取り組み状況と課題

「第3次香美市障害者計画」について、令和4年度までの実行状況を施策ごとに評価し、5つの基本目標ごとにまとめた結果は次のとおりとなります。

### 基本目標1 お互いが認め合い、支えあう地域社会の実現をめざして

障害に関する周知・啓発については、特に発達障害に関する周知が進み、障害児通所サービスの利用も増えてきた現状にあります。しかし、義務教育が終了した後は、進学・就職と大きな分岐点に加え、制度の変わり目でもあるため、相談窓口がわかりにくいという声も聞かれ、今後は義務教育終了後から成人期への支援が課題となってきています。

また、地域における福祉教育や人権教育については、コロナの影響で交流及び共同学習の十分な実施ができていないため、学習や体験活動を充実させていく方法を検討していく必要があります。

権利擁護制度については、制度利用を希望される方は、生活が立ち行かなくなってからの相談が多いため、早めの制度利用検討のための研修会を開催しても参加者が少ないことや、費用負担が大きいこと、制度の担い手が不足していることなどが課題としてあげられます。

近年、施設職員による虐待通告が増えてきていますが、調査に係る事務負担が大きく通常業務に影響が出る場合があります。制度上、調査のみで指導や処分が行えないことから、虐待防止の取組の一貫性を欠いている現状があります。

### 基本目標2 こどもの成長に応じた支援の仕組みづくりをめざして

妊娠・出産から子育ての時期を通して、気軽に相談ができる場所として子育て世代包括支援センターの周知や産後早期の訪問を実施し、保護者との関係性の構築、障害の早期発見や相談支援の充実に向け、福祉部門や子育て部門、医療機関等とも連携を継続していく必要があります。また相談対応時の児童発達の見立てや保護者への助言に関して保健師のスキルアップを図る必要もあります。

障害のある児童の集団保育に関しては、個別支援から集団の中での支援への至りにくさがあるため、クラス全体の子どもにとって過ごしやすい環境づくり等が必要です。

また、保育所において、特別支援保育コーディネーターを雇用し、保育園や関係機関との連携、支援会議の開催、引継ぎシートの作成支援等就学に向けての支援を行っていますが、各園や各保育士によつての格差もみられます。市内小中学校においては、オンライン授業など教室環境の整備や特別支援コーディネーターの役割の重要性と若年層のコーディネーター担当教員の増加、また支援会議の増加による学校現場の多忙化が課題となってきています。

香美市支援ファイルの取り扱いについては一定整理されてきているため、今後は義務教育終了後から成人期にかけて就労や生活に係る支援にスムーズにつながる仕組みづくりが課題となってきます。

医療的ケアが必要な子どもたちやその家族については、県の調査により対象児は把握しているため、必要に応じて関係機関と情報を共有し、対応等の協議の場を設ける必要があります。

### 基本目標3 生涯を支える健康づくり・医療をめざして

健康づくりに関するイベントや養成講座が近年はコロナの影響で開催できていないため、今年実施できるよう関係機関にも働きかけ、障害の有無にかかわらず市民が健康づくりに関心をもてる機会を創出する必要があります。

身体障害者手帳・療育手帳の重度の方を対象とした医療費の助成、経済的負担の軽減については、引き続き、障害者手帳の取得状況や転出・転入等の住民異動情報取得のため関係部署との連携が必要となっています。

舗装具の購入や修理等に要する費用の一部支給については、制度の周知の促進が必要です。また、担当職員の補装具への知識も求められています。

### 基本目標4 いきいきと社会参加できるまちをめざして

地域活動支援センターの利用要件について、市内のセンターの利用ができない場合等の取り扱いについて近隣市町村のセンター利用ができるように調整が必要です。

また、障害の有無にかかわらず気軽に集える場づくりについては、高齢者の利用がほとんどで、今後は、引きこもりや障害者等、地域のニーズを把握し、状況に応じた運営が必要です。

本市では、外出や移動の支援、障害のある方本人が自動車の改造をする場合や自動車運転免許を取得する際に要する経費の一部助成、「福祉タクシー利用券」の交付等を行っており、これらの事業についてのさらなる周知が必要です。

障害のある方の雇用促進については、障害者に対する就労支援はさまざまな機関が行っており、本人の特性、能力、意向に合わせた情報提供が必要と思われます。一般相談の内容からも就労に関するニーズは多く、障害者の雇用の促進や拡大が課題となっています。

### 基本目標5 住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせるまちをめざして

市ホームページでは、これまでも、見やすいページ作成をするよう職員への周知を定期的に行ってきたのですが、十分に行き届いていないと思われます。

また相談支援事業については、市内の相談支援専門員、特に障害児を担当できる専門員が不足しており、新規案件の受け入れが難しい状況が出てきています。

障害福祉の推進に向け、サービスやボランティア等の地域活動の周知、高知県運営適正化委員会などの関係機関との連携を図る必要があります。

また、ハード・ソフト両面でのバリアフリーの整備を進めてきましたが、特にハード面の区画線（白）については、市内全域で補修が必要な状況であり、整備が全く追いついていないことや財源の確保が課題です。

交通安全教室については、受講者のレベルに応じた指導方法の模索及び継続した指導の実施が必要です。

## 第4節 計画の重点課題

第3節にまとめた第3次障害者計画の課題や障害のある方へのアンケート調査結果、関係団体ヒアリング調査結果、障害者制度改革の方向等を踏まえた総合的な見地から、この計画の重点課題は次のように整理・集約されます。

### ① 障害への理解・啓発の促進

- ◆障害者差別解消法が改正され、障害のある方に対する差別の禁止や合理的配慮の提供がより求められていますが、現状、障害のある方や障害のある方に関わる人はあらゆる場面で差別・偏見を感じています。
- ◆職場や教育現場、行政職員の福祉サービスに対する理解の向上や、様々な障がいの特性について知っておいてほしいという声もあります。

⇒これまでに引き続き、さまざまな場面・方法での障害に関する理解促進に取り組む必要があります。

### ② 情報提供や相談支援の充実

- ◆障害や福祉サービス等に関する情報の入手先は年齢や障害種別によって異なり、手段や媒体によって情報の偏りがないようにすることが重要です。
- ◆アンケート調査から、相談支援体制の整備に向けては、時間の制限や内容の大小にかかわらず応じる体制と、信頼できる相談者の配置が必要とされています。

⇒これまで以上の情報提供、必要な情報が必要な人に行き届くためのアクセシビリティの向上と、相談支援窓口の周知や充実に取り組む必要があります。

### ③ 支援が継続する障害児支援とその家族への支援の充実

- ◆障害児保護者アンケートにおいて、どのような苦労や悩み、不安があったかについてみると、「障害のことや福祉の制度についての情報が少なかった」「身近に相談できる相手がいなかった」「相談機関がわからなかった」などが上位に挙げられました。
- ◆保育や学校教育等の中で、引継ぎシートなどを用いた申し送りは行っていますが、園や保育士の個人差、学校現場での教師負担の懸念などがあります。
- ◆義務教育終了後から成人期にかけて就労や生活に係る支援にスムーズにつながる仕組みづくりが課題です。

⇒妊娠期から子どもが成人するまでの一貫性のある障害児支援と家族への情報提供等の支援に取り組む必要があります。



### ④ 希望する働き方を叶える雇用・就労支援

- ◆就労に関しては、「障がいの状況に合わせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」「職場内で障がいに対する理解があること」「通勤や移動に対して、配慮や支援があること」が障がいのある人が求める必要な配慮の上位となっています。
  - ◆障害者の雇用の促進や拡大が課題となっていますが、市内事業所が、障害のある方を雇用するにあたって抱える課題や制約としては、「障がい者に適した職務がない」「施設・設備等の環境が整備されていない」が上位に挙げられています。
- ⇒設備等のハード面と柔軟な働き方や職場内での理解、障害特性とのマッチングといったソフト面双方に対する就労支援に取り組む必要があります。

### ⑤ 社会参加の機会の確保

- ◆手帳所持者アンケートにおいて、家族のだんらんや趣味・スポーツ、気の合う友達や仲間がいることを生きがいとしている人が多いことから、周囲とのつながりを大事にしている人が多くなっています。
  - ◆スポーツや文化・芸術活動、地域活動などにおいて、一人ひとりの障害特性に応じた日中活動の場を選択できるよう、地域のニーズを把握し、状況に応じた運営を行うことが求められています。
  - ◆社会参加のためには、移動支援も必要で、現在は特に不便を感じていない人が多く占めていますが、将来障害のある方本人や家族の高齢化により自家用車の運転が困難になった際に備えるための移動支援の充実と支援制度の周知が大切です。
- ⇒引き続き、障害のある方が住み慣れた地域で自立して、健康的で安定した生活が送れるよう社会参加に向けた支援の継続と、移動支援等に関する情報周知・利用促進に取り組む必要があります。

# 第2章

## 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の基本理念と将来像

本市では、「ノーマライゼーション」を基本理念に、“完全参加と平等”をテーマとした「国際障害者年」の精神を汲み、「障害のある人もない人も、誰もが主体的に生き、共に支え合う地域づくり」をめざして、障害者福祉を推進してきました。

「改正障害者基本法」においては、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの考えにのっとり、一人ひとりが、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざしていくことが基本とされています。

第3次障害者計画では、第1次障害者計画の基本理念「ノーマライゼーション」とテーマ「完全参加と平等」を継承しつつ、「改正障害者基本法」の考え方を踏まえ、“障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性を尊重し合う共生のまち・香美市の実現”を基本理念に掲げて計画を推進してきました。

本計画においても、以下の基本理念を引き継ぎ、香美市に住むすべての人が住み慣れた地域で、だれもが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認めあい、支えあう社会の実現をめざし、計画を推進します。

**障害のある人もない人も、  
一人ひとりの人格と個性を尊重し合う  
共生のまち・香美市の実現**

## 第2節 計画の基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて「第3次香美市障害者計画」の目標を継承しつつ、本市の現状を踏まえ、以下の方向性で基本目標を設定します。

### 基本目標 1 お互いが認め合い、支えあう地域社会の実現をめざして

障害のある人の特性や障害への正しい理解を深め、差別や偏見のない地域社会の実現をめざします。ボランティア活動などを活性化させ、地域での支えあいの仕組みづくりを行うことで、市民同士での支えあう意識を向上させます。加えて、障害のある人の尊厳を保持するための取組や、市内事業者に対する合理的配慮の普及・拡大、情報アクセシビリティの向上などにも取り組みます。

### 基本目標 2 こどもの成長に応じた支援の仕組みづくりをめざして

本市において増加傾向にある特別な支援を要する子どもたちとその家族の地域生活を支えるため、障害の特性や発達段階に応じた支援の仕組みづくりをめざします。各種健診や、保護者や保育・教育施設、保健医療機関と連携を強化し、障害の早期発見・早期療育を推進します。

また、就学前から就学後、卒業後までを見据え、関係機関の連携のもと、相談・保育・療育・特別支援教育など、切れ目のない伴走型の支援の推進に取り組みます。

### 基本目標 3 生涯を支える健康づくり・医療をめざして

保健・医療やスポーツ・レクリエーション活動などの視点から、心身の健康の維持・増進に向けた健康づくり・医療体制整備をめざします。早期発見のためのこころの健康相談含む健康相談や健康診査、保健活動に取り組むとともに、その中で難病患者等への支援や精神保健・医療の充実に向けた関係機関との連携も図ります。

また、通院・入院にかかる医療費の負担軽減等、障害の特性に応じた適切な支援にも取り組みます。

### 基本目標 4 いきいきと社会参加できるまちをめざして

障害の有無にかかわらず、個人の希望に応じて地域でのさまざまな活動参加や移動、就労ができるまちづくりをめざします。就労の機会づくりや定着・継続に向けた支援に取り組むとともに、社会参加に向けた日中活動・余暇活動、団体活動の支援と移動手段の確保にも取り組みます。

### 基本目標 5 住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせるまちをめざして

障害の状態や個々のライフステージ等に応じて必要となる生活基盤の整備や、相談等サービス提供が行える支援体制づくりを進め、障害のある人が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせるまちをめざします。生活支援や相談支援体制の整備、バリアフリー等のハード整備、防災・防犯等の環境整備に取り組みます。

## 第3節 計画の施策の体系

基本理念	基本目標	施策展開
一人ひとりの人格と個性を尊重し合う共生のまち・香美市の実現 障害のある人もない人も、	1 お互いが認め合い、 支えあう地域社会の 実現をめざして	1-1 障害に対する理解や配慮の促進
		1-2 住民参加の促進
		1-3 障害のある方の尊厳の保持
		1-4 情報提供体制やコミュニケーション支援の充実
	2 こどもの成長に応じた 支援の仕組みづくりを めざして	2-1 障害の早期発見・早期療育の推進
		2-2 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実と 支援が継続する体制づくり
	3 生涯を支える 健康づくり・医療を めざして	3-1 健康づくりの推進
		3-2 医療費負担の軽減への支援
	4 いきいきと 社会参加できる まちをめざして	4-1 社会参加の促進
		4-2 就労支援の充実
	5 住み慣れた地域で自立し、 安心して暮らせるまちを めざして	5-1 生活支援の充実
		5-2 総合的な相談支援体制の充実
		5-3 住みよさを支える快適な環境の整備
		5-4 安心・安全な環境の整備

## 第3章

# 第4次障害者計画の内容

# 基本目標Ⅰ

## お互いが認め合い、支えあう

### 地域社会の実現をめざして

#### 1-1 障害に対する理解や配慮の促進

##### (1) 障害理解を深めるための啓発活動の推進

###### 方向性

「ノーマライゼーション」の理念を具体化し、「個人の尊厳」の確立と「完全参加と平等」の社会の実現をめざして、あらゆる機会を通じ、障害や障害のある方に対する理解を深める啓発活動を推進します。

###### 主な事業

主な事業等	内容
意識啓発の推進	障害のある方への理解を促進するため、広報「香美」や市ホームページにおいて計画的に障害福祉の周知を行います。
発達障害に関するパンフレットの作成	義務教育終了から成人期までのつなぎの支援について協議し、相談窓口の周知を主な目的としたパンフレットを作成します。
人権啓発の推進	さまざまな人権課題の一つとして、ふれあいじんけん学習会やじんけんフェスティバル等の各種イベントにおいて障害のある方等の人権問題に対する市民意識の啓発を図ります。 また、他事業・他団体等と協同して新たな啓発の場や手法を創出します。
人権広報「あけぼの」の周知	年4回人権広報「あけぼの」を発行し、人権啓発に努めます。 読者層を広げるため、若い世代にスポットを当てた内容や、中高生の子を持つ子育て世代も関心が持てる記事掲載を心がけます。

## (2) 福祉教育・人権教育の推進

### 方向性

障害や障害のある方に対する正しい認識、理解を得られるよう、あらゆる教育機会を通じて、意識啓発を行います。

### 主な事業

主な事業等	内容
学校教育における福祉教育の充実	障害者施設・団体、NPO、香美市社会福祉協議会などと連携して、学校教育の場を中心に障害のある方との交流及び共同学習などを市全体で推進します。 また、ボランティア教育にも積極的に取り組み、子どもたちのボランティア精神を育みます。
地域における福祉教育の充実	障害や障害のある方に対する地域住民の正しい理解と認識を深めるため、よってたかつて生涯学習フォーラムやじんけんサークル「まごころ」などのさまざまな生涯学習の場において、ボランティア活動への参加体験、福祉に関する講座などを開催し、地域における福祉教育の充実を図ります。
人権教育の推進	じんけんサークル「まごころ」などを中心に、市内中高生や市民を対象に障害の有無にかかわらずお互いの人権を尊重しあう教育を推進します。 その際、参加者に興味を持ってもらえる内容の検討や開催時期・日時の調整をすることで参加者の増加につなげます。
市職員の福祉に対する意識の高揚	こうち人づくり広域連合の研修や市独自での職員研修の中で、障害のある方への理解を深めるための研修受講機会を増やします。



## 1-2 住民参加の促進

### (1) 地域での支えあいの仕組みづくりとボランティア活動の推進

#### 方向性

住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、共に支えあう社会の実現をめざします。

#### 主な事業

主な事業等	内容
ボランティアの育成	香美市社会福祉協議会やあったかふれあいセンター等と連携し、市民への周知啓発を行い、特に若い世代へのアプローチやボランティア活動への参加意識の高揚を図ります。
ボランティア・NPO 等の活動支援	市民が積極的にボランティア、NPO 活動を行えるよう、情報提供や交流の場の提供に努めます。 また、ボランティア協議会へ補助金を交付し、活動を支援していきます。

イラスト

写真

コラム等

## 1-3 障害のある方の尊厳の保持

### (1) 権利擁護制度の利用促進と意思決定支援

#### 方向性

『香美市成年後見制度利用促進基本計画』に基づき、成年後見制度の周知や、判断能力が十分でない方に対する権利擁護に関する相談体制の充実と利用促進及び意思決定支援を推進します。

#### 主な事業

主な事業等	内容
権利擁護制度の周知	令和5年4月に権利擁護に係る中核機関を設置し、認知症や知的障害、精神障害等の理由により、財産の管理又は日常生活に支障がある人が、成年後見制度を円滑に利用できるよう必要な支援を行っています。引き続き、香美市社会福祉協議会と連携して成年後見制度等の権利擁護制度の周知に取り組みます。
意思決定支援の推進	障がいのある人が望む暮らしを実現できるよう、相談支援専門員等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ることにより、意思決定支援を推進します。

### (2) 障害を理由とする差別の解消と虐待防止

#### 方向性

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消と虐待に向けた体制づくりを行います。

#### 主な事業

主な事業等	内容
障害者差別解消法の推進	『障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）』について広く周知するとともに、特に事業者による合理的配慮の提供（令和6年4月より法的義務化）を普及・拡大します。
障害者虐待防止の推進	障害者虐待防止センターを設置し、高齢部門や関係機関との連携のもと障害者虐待防止の取組を推進します。また、虐待通告を受けた後の対応について、職員の能力向上にも努めます。

## 1-4 情報提供体制やコミュニケーション支援の充実

### (1) 情報アクセシビリティの向上

#### 方向性

障害福祉に関する情報について、市広報誌及びホームページ等を活用し周知徹底に努めます。障害のある方が生活していくうえで必要な情報を容易に入手交換できるよう、効果的な情報提供を行います。

#### 主な事業

主な事業等	内容
ウェブアクセシビリティの向上	令和6年度にリニューアル予定の市ホームページについて、障害の有無にかかわらず利用しやすさ、わかりやすさに配慮したホームページの作成を行います。 また、市職員への操作説明と合わせて、見やすいページ作成やアクセシビリティに関する周知を行います。
「声の広報」の発行	視覚障害のある方に対して、市広報誌を音訳した「声の広報」を発行していきます。

### (2) コミュニケーション支援の充実

#### 方向性

障害のある方が自立し、社会参加できるよう、必要な情報コミュニケーション支援体制の充実を図ります。

#### 主な事業

主な事業等	内容
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに障害がある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害のある方等とその他の者の意思疎通を支援する職員の派遣等を行います。
手話奉仕員の養成	聴覚障害者協会や南国市・香南市と連携し、手話奉仕員養成講座を開催します。

## 基本目標2

### こどもの成長に応じた

### 支援の仕組みづくりをめざして

#### 2-1 障害の早期発見・早期療育の推進

##### (1) 障害の早期発見・相談支援の充実

###### 方向性

障害や発達の遅れを早期に発見するため、各種健診や保健事業の充実を図るとともに、保護者に寄り添いながら早期に適切な支援に結び付けられるよう体制整備に努めます。

###### 主な事業

主な事業等	内容
子育て世代 包括支援センターの周知	妊娠・出産～子育ての時期を通して、気軽に相談ができる場所として、母子健康手帳交付や母子保健事業等を通じて、子育て世代包括支援センターや、地区担当（エリア担当）の周知を行います。また、母子保健コーディネーターを配置し、医療や福祉、子育て等関係機関と連携し、切れ目のない相談支援に努めます。
訪問・相談支援による 早期支援体制の整備	妊娠期から助産師による電話相談や訪問等を行い、出産前後の母子の健康状態をタイムリーに共有し、早期に支援ができるよう、医療機関との連絡体制を整備します。また、産後早期の訪問を実施し、発育や育児に関する不安に寄り添い、保護者との関係性を構築していきます。
乳幼児健康診査による 早期発見	乳幼児期の健康の保持増進を図り、運動機能・精神発達について支援の必要な乳幼児の早期発見に努め、健診の受診勧奨、健診時の適切なスクリーニングや指導、事後フォロー、集団健診未受診者の状況把握なども行います。
のびのび相談室 のびのび園訪問	発達障害や子育てに支援が必要な保護者に対する個別相談（のびのび相談室）や、専門職による保育所等への訪問・助言（のびのび園訪問）を行い、保護者の気持ちに寄り添った支援を行います。また、個別相談に応じる保健師のスキルアップも図ります。

## (2) 早期療育の支援

### 方向性

教育、福祉、医療等の専門機関が連携を強化し、一人ひとりが持つ力を伸ばすことができるよう、早期療育の体制整備を図ります。

### 主な事業

主な事業等	内容
早期療育体制の整備	<p>障害や発達に遅れの疑いがある場合、児童通所支援サービス等により社会生活への適応力を伸ばすことができるよう、早期療育体制の充実に努めます。</p> <p>また、身近な相談の場である乳幼児健康診査やのびのび相談室を継続し、関係機関や近隣自治体と連携しながらできるだけ早期に適切な療育につなげることができるよう児童の支援体制の充実を図ります。</p>

イラスト

写真

コラム等

## 2-2 年齢や障害特性に応じた 保育・教育の充実と支援が継続する体制づくり

### (1) 障害のある児童への保育と特別支援教育の充実

#### 方向性

障害のある児童一人ひとりのニーズに応じて就学前から一貫した保育・教育を行い、自立や社会参加に向けて、それぞれの能力・可能性を最大限伸ばせるよう、年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実に努めます。

#### 主な事業

主な事業等	内容
保育環境の充実	集団保育が可能で日々通所できる障害のある児童の受け入れを促進できるよう、保育士の加配や環境整備等の保育体制・保育環境の充実に努めます。
保育職員の資質向上	個人の知識や技能を修得し、資質の向上を図ることで保育全体の質向上につながるよう、専門家による講義の実施や研修への積極的な参加を推進します。
保育人材の確保	特別支援担当保育士などの保育士のみを対象に行っている研修を保育士以外も参加できるように検討し、保育人材の確保に努めます。
特別支援保育 コーディネーターの配置	保育所において、関係機関や保護者との連携調整役として特別支援保育コーディネーターを配置し、実際に保育士と一緒に保育をしながら就学に向けての適切な引き継ぎができるよう努めます。
インクルーシブ教育等 教育環境の充実	学校教育内において、特別な支援を必要とする児童・生徒を早期に把握し、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を通して、適切な学習機会の確保に取り組みます。
学校教職員等の資質向上	学校内でも専門的な支援ができるよう、研修等を通じて学校教職員のスキルアップを図ります。 また、市内の特別支援学校教育コーディネーターが連携を図り、支援の質を担保できるようマニュアル等の作成、共有・活用により特別支援教育を推進します。
ICTを活用した 学習機会の確保	障害のある児童・生徒の教育機会の確保に向け、タブレット端末やデジタル教科書等のICTを活用したアクセシブルな学習機会の確保に努めます。
家庭との連携強化	保育所や学校が家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図るとともに、個別支援計画作成等の適切な早期支援や気になる子どもの見取りについても取り組んでいきます。

## (2) 支援が継続する体制づくり

### 方向性

特別な配慮や支援を必要とする子どもたちについて関係機関とさらなる連携を図り、適切な支援が引き継がれるような体制づくりに努めます。

### 主な事業

主な事業等	内容
関係機関との連携による療育・教育の一貫性の確保	健康推進課（保健師）・福祉（児童発達支援センター等）・教育（就学指導事務担当者等）との連携強化を図り、療育・教育の一貫性の確保に努めます。 また、保健師とさらに連携、情報共有を行うことで、教育相談対象にはならない子どもや家庭、乳幼児健診フォロー児への支援や手立てを考えていきます。
香美市教育支援ファイルの作成	乳幼児期からの一貫した支援を効果的に行うため、各コーディネーターや保護者・本人の思いを十分考慮した「香美市教育支援ファイル」を作成し、個別の教育支援計画・個別の指導計画が、日々の学校活動(授業等)に反映され、子ども達の学びが保障されるよう努めます。
庁内連携の体制整備	庁内関係部署の協議の場を設け、連携体制を強化するとともに、義務教育終了後から成人期を対象に就労・生活支援の相談窓口の周知を目的として、パンフレットを作成します。

## (3) 医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援

### 方向性

医療的ケアを必要とする子どもたちが安心して生活し、保育・教育を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携します。

### 主な事業

主な事業等	内容
医療的ケア児とその家族への支援体制の整備	香美市障害者自立支援協議会の子ども支援部会を活用し、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律について学習し、関係機関の連携を強化していきます。

# 基本目標3

## 生涯を支える健康づくり・医療をめざして

### 3-1 健康づくりの推進

#### (1) 家族も含めた健康づくり事業の推進

##### 方向性

心身の健康に関する正しい知識の普及を図り、健康づくりを支援します。

##### 主な事業

主な事業等	内容
健康相談事業	市民に対して、心身の健康や食生活について相談に応じ、個人の健康状態に応じた適切な指導や助言が行えるよう、健康相談事業の充実に努めます。 また、特定健診やがん検診の受診勧奨、相談窓口の周知、健康に関する情報の発信等、市民の健康意識を高める働きかけを実施します。
こころの健康づくり	医療機関をはじめ福祉保健所等、関係機関との連携のもとに、精神保健相談の充実に図り、こころの健康づくりを推進します。 また、こころの病気の早期発見、早期対応ができるよう、地域の受け皿づくりや知識の普及啓発や相談窓口の周知を行います。
障害のある方やその家族の休息の確保	障害のある方やその家族がリフレッシュできる期間をつくるため、短期入所等レスパイトケアサービスの充実や周知を行います。



## (2) スポーツ・レクリエーションの振興

### 方向性

障害の特性を踏まえた多様なスポーツ・レクリエーションの振興を図り、健康の維持、体力の向上を推進します。

### 主な事業

主な事業等	内容
スポーツ・レクリエーションの普及	障害の種別や程度にかかわらず、すべての障害のある方が自身の健康づくりに取り組むことができるよう、香美市福祉体育大会をはじめ、軽スポーツ大会等への参加を促すなど、スポーツ推進委員や障害者福祉施設等関係機関と協力し、スポーツ・レクリエーションの普及に努めます。
障害者スポーツ大会への参加促進	高知県障害者スポーツ大会参加への支援（案内・申込等）を継続するとともに、その他の障害者スポーツイベントについても、市ホームページに積極的に掲載する等を通して普及に努めます。

## (3) 保健・医療活動の推進

### 方向性

障害のある方の地域での自立した生活を支えていくため、医療機関との連携を強化し、医療の充実を図ります。

### 主な事業

主な事業等	内容
医療体制の充実	障害のみならず、疾病の予防から治療、リハビリテーションに至るまでの一貫した保健・医療サービスの提供が図れるよう、関係機関と地域課題について共通認識を持ち、個別支援での関わりだけでなく、地域の中で福祉資源等の発掘や資源の整理を行います。
難病の方への支援	難病の方等の在宅での療養生活を支援するため、福祉保健所と連携し、保健師による訪問や健康相談等の充実に努めます。

## 3-2 医療費負担の軽減への支援

### (1) 経済的負担の軽減

#### ■ 方向性

自立支援医療費や福祉医療費の助成による医療費支出の軽減を通じて、障害のある方の経済的負担の軽減を図ります。

#### ■ 主な事業

主な事業等	内容
自立支援医療（更生医療、精神通院医療、育成医療）の給付	18歳以上の身体障害者手帳を持っている方や18歳未満の身体に障害があるか、そのままと将来障害を残すと認められる方を対象として、指定医療機関において、障害の除去または軽減、機能の回復等を行う手術等に要する医療費の一部を公費で負担します。 また、精神疾患により継続的に通院を要する方を対象として、指定医療機関における通院医療費の一部を公費(県)で負担します。
福祉医療の給付	身体障害者手帳または療育手帳を持っている方のうち、重度の方を対象に医療費の自己負担分(保険適用分)を助成し、障害のある方の経済的負担の軽減を図ります。

## 基本目標4

### いきいきと社会参加できるまちをめざして

#### 4-1 社会参加の促進

##### (1) 日中活動や芸術・文化・余暇活動の充実

###### 方向性

障害のある方の芸術・文化・余暇活動を促進していくため、活動や発表の場の拡大に努めます。

###### 主な事業

主な事業等	内容
活動・発表の場の確保	障害のある方及び障害者団体の芸術・文化活動に市の公共施設や、香美市芸術祭等のイベントを活用し、発表の場の確保と参加への呼びかけを行います。
余暇活動への支援	障害者手帳を持っている方に対し、香美市立美術館や吉井勇記念館、やなせたかし記念館等の入館料の減免を継続するなど、障害のある方が各文化施設へ気軽に訪れることができるよう継続して働きかけを行います。
地域活動支援センター事業の実施・充実	地域活動支援センターは、障害のある方を対象に、創作的活動、生産活動の機会や、社会との交流ができる場所を提供し、地域生活支援の促進を図るための施設です。関係機関と地域の課題についての情報共有や連携を行い、障害のある方の多様なニーズに沿った柔軟な事業の実施・充実に努めます。
居場所づくりの支援	あったかふれあいセンター事業や香美市デイサービス（ぷちカフェ・アトリエ、しらすぎ会）等、障害の有無にかかわらず気軽に集える場づくりを、社会福祉協議会やボランティア等と連携しながら実施します。

## (2) 移動手段の確保と参加機会の拡充

### 方向性

障害のある方の社会参加のために妨げとなっている移動等の問題を緩和または解消し、社会参加の促進を図ります。

### 主な事業

主な事業等	内容
移動支援の充実	屋外での移動が困難な障害のある方等に対して、外出や余暇活動等のために移動支援事業を実施し、本事業の周知を行い地域における自立生活及び社会参加を促進します。
自動車運転免許取得・改造費への助成	障害のある方本人が自動車の改造をする場合や、自動車運転免許を取得する際に要する経費の一部を助成し、本事業の周知を行い障害のある方の活動範囲を拡大し、社会参加につなげます。
福祉タクシー利用券の交付	障害のある方に対してタクシー料金の一部を助成する「福祉タクシー利用券」を交付し、障害のある方の外出を支援していきます。
選挙における投票者への配慮	障害のある方が投票しやすい環境整備のため、車イス用の投票記載台、点字による候補者名簿、点字器、老眼鏡、文鎮など、障害のある方がより投票しやすい設備や備品を準備しており、今後も他自治体の事例等を参考にしながら誰もが投票しやすい環境整備を進めます。 また、選挙権を適切に行使できるよう、郵便（自宅等）で投票を行う不在者投票の周知を徹底し、障害のある方の社会参加の促進を図ります。
公共交通機関の運賃割引制度等の周知	障害のある方の社会参加を促進するため、公共交通機関の運賃割引制度や有料道路の料金割引制度について、市広報誌や市ホームページへの掲載等、より一層の周知を図ります。

### (3) 障害者団体の活動支援

#### 方向性

障害のある方の社会参加を促進するため、障害のある方自らの主体性を尊重しつつ、障害者団体の自主的な活動を支援していきます。

#### 主な事業

主な事業等	内容
障害者団体や自主グループ等の活動支援	障害のある方の自立と社会参加を促進し、障害のある方の交流の促進をするため、障害者団体や自主グループ等との連携を図り、ニーズを踏まえた支援施策の検討を行うとともに、様々な事業展開の支援に努めます。

イラスト

写真

コラム等

## 4-2 就労支援の充実

### (1) 一般就労の拡大

#### 方向性

障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所(ハローワーク)、商工団体等関係機関との連携を図りながら、事業者に対し、障害のある方の就労に対する理解を深め、障害のある方の能力と適性に応じた就労の場の確保に努めます。

#### 主な事業

主な事業等	内容
障害者雇用の促進	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害のある方の雇用の促進に対し、理解・協力を求めるとともに、香美市障害者自立支援協議会の部会として、就労支援部会を立ち上げ、障害者の就労支援について協議していきます。
「香美市障害者活躍推進計画」に基づく市役所の雇用促進	障害のある方の特性や個性に応じたの能力を発揮できることを目指すため、「香美市障害者活躍推進計画」のもと、職員全員が働きやすい職場となるよう取り組みます。

### (2) 就労支援の充実

#### 方向性

一般就労の困難な障害のある方の就労・訓練の場として、関係機関と連携し、就労継続支援事業など、福祉的就労の場の拡大・充実を図ります。

#### 主な事業

主な事業等	内容
関係機関との連携による就労支援	就労を希望する障害のある方やその家族から相談があった場合には、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図り、円滑な就職に結びつくよう支援します。
物品等の優先調達の推進	「香美市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、市の調達する物品等について障害者就労施設等からの調達と公共団体への受注促進促進に努めるとともに、毎年実績の公表を行います。

## 基本目標5

### 住み慣れた地域で自立し、

### 安心して暮らせるまちをめざして

#### 5-1 生活支援の充実

##### (1) 障害福祉サービスの充実

###### 方向性

障害のある方が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要なサービスの提供を行います。

また、介護者である家族の高齢化が進むなど生活の環境が変化する中で、障害のある方が地域において自立し、安定した生活を送れるよう、様々な支援を組み合わせ提供する地域生活支援拠点等の整備に努めます。

###### 主な事業

主な事業等	内容
障害福祉サービスの充実	障害の特性や一人ひとりのニーズに応じてきめ細やかなサービスを適正に提供できるよう、関係機関と連携し、サービスの充実と提供体制の整備に努めます。
苦情解決体制の推進	福祉サービスの利用者からの苦情については、各機関と連携し、解決に努めます。 また、「福祉サービス困りごと解決委員会」の周知を行い、福祉サービスの質の向上を図ります。
近隣自治体との情報共有の場の確保	南国市・香南市と障害福祉サービスの提供等に関する情報共有や広域での支援体制の整備に向けた協議の場を設けます。

## (2) 年金や各種手当等経済的制度の周知

### 方向性

生活基盤となる所得を保障し、障害のある方の生活の安定を確保するため、各種年金・諸手当制度の周知を十分に行い、該当者の制度活用を促進します。

### 主な事業

主な事業等	内容
年金制度・各種手当制度等の周知	障害のある方等を対象に、年金制度、障害児福祉手当・特別障害者手当・特別児童扶養手当などの各種手当制度や心身障害者扶養共済制度に関する内容を、市広報誌及び市ホームページへの掲載、パンフレットの配布等、様々な媒体による周知を行います。
税制度等の周知	市広報誌や市ホームページ、障害者手帳の交付や更新時などのさまざまな場面で、税法上の優遇制度、公共料金の割引制度等の周知を行います。

## (3) 福祉用具の普及促進と利用支援

### 方向性

補装具や日常生活用具を給付し、日常生活をより安心して過ごせるように支援します。

### 主な事業

主な事業等	内容
日常生活用具の給付	障害のある方等に対し、ストマ用装具や紙おむつ等の日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図り、障害のある方等の福祉の向上に努めます。 また、用具の耐用年数の設定が明確になっていないことから、要綱の見直しを検討します。
補装具の給付	身体障害のある方や難病の方に対し、車イスや補聴器などの補装具の購入や修理等に要する費用の一部を支給することで、職業上その他日常生活の能率の向上に努めます。



## 5-2 総合的な相談支援体制の充実

### (1) 相談支援体制の充実

#### 方向性

障害のある方やその家族の多様化するニーズに対応し、総合的な相談が受けられるよう、相談支援体制の強化・充実を図ります。

#### 主な事業

主な事業等	内容
障害者相談支援事業の充実	障害者相談支援事業の委託先（地域活動支援センター「香美」）において、障害のある方の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行います。また、研修会等への参加により、相談員の専門性の強化に努めます。
身体障害者相談員、知的障害者相談員の体制整備	身体・知的障害者相談員の体制整備については、身体・知的障害者相談員への相談がほとんどないため、相談受付の体制の見直しも含めて、よりよい相談支援体制の整備に向けて検討していきます。
ケアマネジメント体制の充実	障害の多様化・複雑化や家族の状況等、様々なニーズに対応できるよう、相談支援専門員間の連携を強化するとともに、資質向上を図ります。

### (2) 障害者自立支援協議会の体制強化

#### 方向性

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす協議の場である障害者自立支援協議会の体制強化に努めます。

#### 主な事業

主な事業等	内容
香美市障害者自立支援協議会の運営	地域の関係機関との連携強化を図るとともに、障害のある方等の支援施策について検討します。また、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗状況について研究・検証を行います。相談支援部会をはじめとする専門部会の充実を図り、体制強化に努めます。

## 5-3 住みよさを支える快適な環境の整備

### (1) 住居の改善

#### 方向性

障害のある方が地域で自立した生活を送れるよう、生活の基本となる住居の改善を推進します。

#### 主な事業

主な事業等	内容
住宅改修・住宅改造への助成	障害のある方が安心して快適に暮らせる住居の整備を促進するため、在宅で身体に障害のある方を対象に、住宅の床段差の解消や手すりの設置など住宅の改修・改造に要する費用の一部を助成します。 なお、本助成利用の際には、高知県住宅等改修アドバイザー事業を利用して適切に事業を進めます。
公営住宅のバリアフリー化	公営住宅等の建替事案が生じた場合は、ユニバーサルデザイン設計に基づくプログラム等を検討します。また、既存住宅においては模様替申請により手すりやスロープ等の設置を承認していきます。

### (2) 建築物・道路等のバリアフリー化の推進

#### 方向性

障害のある方が住みやすいまちとなるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、建築物や道路等のバリアフリー化を推進します。

#### 主な事業

主な事業等	内容
公共施設の整備	新築施設についてはバリアフリー化を実施し、既存施設については「香美市公共施設個別施設計画」に基づいた改修を推進します。また、公園については木柵手すりの交換や階段の改修を行います。
道路等のバリアフリー化の推進と財源確保	道路や歩道の段差解消及び、白線の補修や点字ブロックの敷設を行うとともに、特に既設路線におけるバリアフリー化の推進に向け、財源確保に努めます。

## 5-4 安心・安全な環境の整備

### (1) 防災対策の推進

#### 方向性

近い将来発生が予想される大規模な地震や、風水害及びその他の災害などから障害のある方を守るため、防災体制の整備充実を進め、安全な生活の確保を図ります。

#### 主な事業

主な事業等	内容
家具転倒防止対策の推進	障害のある方やその世帯に対して、災害時における家具の転倒防止の必要性を市広報誌及び市ホームページや個別訪問、自主防災組織連絡協議会等で働きかけるとともに、住宅耐震の補助事業利用者にパンフレットを配布するなど、制度利用者の拡大を図ります。
災害時の要配慮者への支援強化	令和5年度より香美市社会福祉協議会とシステムを一本化し、民生児童委員も含めて、避難行動要支援者へ支援を強化します。また、避難行動要支援者名簿の更新と個別避難行動支援計画の作成にも努めます。
難病患者の把握	難病患者の対応は県が主体となっているため、災害時に向けて県から提供される難病等の対象者リストを確認し、地区担当エリアでの把握を行います。
福祉避難所の指定・確保とあり方の検討	発災時の避難先として障害者福祉施設や高齢者施設等の協力を仰ぎ、市内の福祉避難所で作る意見交換会（仮称）を設置して、福祉避難所の在り方について検討を進めていきます。

### 福祉避難所の紹介

## (2) 消防・救急体制の充実

### 方向性

会話に不自由な聴覚や言語に障害のある方が、音声によらない 119 番通報ができるように整備を進め、安心・安全な生活の確保を図ります。

### 主な事業

主な事業等	内容
通報緊急システム (Net119)の利用促進	会話に不自由な聴覚や言語に障害のある方が、スマートフォン等を用いて、いつでもどこからでも音声によらない 119 番通報を行うことができる「Net119」について、利用促進に向け市ホームページ等での周知を行います。

## (3) 防犯・交通安全対策の推進

### 方向性

犯罪から障害のある方を守るため、防犯体制の整備充実を進め、安全な生活の確保を図ります。また、障害のある方が安全かつ安心して社会参加できるように、障害のある方や市民への交通安全意識の啓発を図ります。

### 主な事業

主な事業等	内容
防犯知識の普及等 防犯活動の推進	安全で安心なまちづくりを推進するため、市防犯協会、警察、自主防犯団体等を中心に市民の協力を得て、障害のある方や家族に対する防犯知識の普及、啓発を行うとともに、防犯パトロールの強化や回覧、安全メールにて犯罪情報の提供をより一層進めます。
交通安全教育の充実	市、警察、県、関係団体及び家庭がお互いに連携をとり、交通安全に対する指導、啓発の充実を図ります。 また、交通安全教室においては、交通安全関係機関と連携し、受講者のレベルに応じた柔軟な指導を行い、交通安全知識の習熟を図ります。
「心のバリアフリー」の普及	路上駐車や歩道へのはみだし駐輪、商品陳列や立看板など、歩行の妨げとなる行為について市民に啓発を行うとともに、整理員も配置し、障害のある方に配慮する「心のバリアフリー」についての普及を図ります。